

産政推第 1 号
保第 119号
令和2年2月13日

関係団体の長 様

福井県産業労働部長
福井県健康福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、令和2年1月30日付けで会員企業（団体）への関連情報ホームページの周知をお願いしたところです。

この度、国が令和2年2月13日から、中国湖北省に加え、浙江省に滞在歴がある外国人や浙江省で発行された旅券を保持する外国人についても、特段の事情がない限り、入国拒否の措置を講じることを決定し、また、国内におけるウイルス検査の対象も浙江省滞在歴等のある方にまで拡大しました。浙江省は本県との関係も深く、今後、浙江省から帰国される方もおられることと存じます。

そこで、企業の方に御留意いただきたい情報について下記ホームページを更新しましたのでお知らせします。今後も随時更新して参りますので、再度、会員企業（団体）への周知をお願いします。

記

1 更新したホームページ（福井県ホームページ）

新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/bukan-haien.html>

「企業の皆様へ」を御覧ください。

(参考) 内閣官房ホームページ

新型コロナウイルス感染症の対応について

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html